

令和8年度飯田市製造業販路開拓支援補助金（1次公募）公募要領

1 目的

飯田市内企業の国内及び海外における販路開拓を支援することを目的として、展示商談会及び見本市等（以下「展示商談会等」という。）に出展する市内企業に対し、「飯田市製造業販路開拓事業推進協議会補助金交付要綱」に基づいて予算の範囲内で補助金を交付します。

2 概要

(1) 補助対象者

飯田市内に住所を有し、又は主たる事業所を有する製造業者

(2) 補助対象事業

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施される、国内外において製品の販路開拓に資する展示商談会等への出展

(3) 補助率及び補助金限度額

区 分	補 助 率	補助限度額
国内展示商談会等	補助対象経費の100分の40以内	100,000円
海外展示商談会等	補助対象経費の100分の50以内	200,000円
オンライン展示商談会等	補助対象経費の100分の50以内	200,000円

(4) 補助件数

区 分	件 数
国内展示商談会等	合計 15件程度
海外展示商談会等	
オンライン展示商談会等	

※補助金は予算の範囲内で交付するため件数に変更となる場合があります。

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要な経費であり、次のとおりとします。

経費区分	経 費 名	内 容
国内・海外展示商談会等	出展小間料	展示商談会等に要する出展小間料
	展示装飾費	会場内又は小間の装飾並びに備品及び機器等の借上げに要する経費（展示商談会等の開催期間中に会場にて使用する机・いす等）
	光熱水費	小間の使用に直接必要な電気、ガス及び水道の使用料並びにこれらに係る工事に要する経費
	役職員旅費	展示商談会等において製品説明等に従事する役員又は従業員の交通及び宿泊に要する経費（1名分に限る。）

	輸送費	展示商談会等への出展に伴い必要な物品及び資材等の輸送を外部に委託して行う場合に要する経費
	通訳・翻訳費 (海外のみ)	展示商談会等への出展に伴い、会期中に会場内で行う通訳及び展示商談会等に直接必要な翻訳等を外部に委託して行う場合に要する経費
	その他	展示商談会等への出展に伴い特に必要と認められる経費のうち、会長が適当と認めるもの
オンライン 展示商談会	出展参加費	展示商談会等への出展に伴い必要な参加費及びウェブサイト掲載料に要する経費
	コンテンツ 制作費	展示商談会等への出展に伴い必要なウェブサイト、商品紹介動画等の制作であって、当該展示に使用するものに要する経費
	その他	展示商談会等への出展に伴い特に必要と認められる経費のうち、会長が適当と認めるもの

(6) 補助対象経費に関する留意事項

本補助金の申請にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 共同出展の場合

複数企業による共同出展又は第三者が一括して借り上げた小間に出展した場合は、次の書類を提出してください。

- (ア) それぞれの小間の使用面積が確認できる資料
- (イ) 費用の負担割合が分かる資料
- (ウ) 支払いを証明できる書類
- (エ) 展示商談会等の概要資料（小間配置図等）

イ 各経費の取り扱い

- (ア) 出展小間料
主催者に対して支払う出展料とします。
- (イ) 展示装飾費
会場内又は小間の装飾並びに備品及び機器等の借上げに要する経費とします。
- (ウ) 光熱水費
小間の使用に直接必要な電気、ガス及び水道の使用料並びに工事費とします。
- (エ) 役職員旅費
 - a 1名分かつ補助対象経費の100分の20を上限とします。
 - b 公共交通機関は最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、グリーン車、ビジネスクラス等の追加料金は対象外とします
 - c 車両利用の場合、有料道路通行料及び駐車場料金は対象とします。
 - d タクシー料金は原則補助対象外とします。
 - e 燃料費は、レンタカーに係るもののみ補助対象とします。
 - f 宿泊費は会期中を原則とし、必要な場合に限り前泊、後泊を認めます。

(オ) 輸送費

物品等の輸送を外部に委託して行う場合に要する経費とします。なお、説明に従事する役職員が輸送を兼ねる場合は、役職員旅費として整理してください。

(カ) 通訳・翻訳費

- a 海外展示会に限り対象とします。
- b 外部委託によるものに限りします。
- c 説明に従事する役職員が通訳を兼ねる場合は、役職員旅費として整理してください。

(7) 補助対象外経費の例

- ア 書類不備により支出が確認できない経費
- イ 間接経費（手数料、保険料、通信費、飲食費等）
- ウ セミナー等の参加費
- エ 租税公課（消費税、印紙代等）
- オ 展示商談会等に出展していない場合の当該展示商談会等に係る経費
- カ 汎用的な備品、事務用品及びPC周辺機器等

3 申請に関する注意事項

- (1) 提出いただいた書類は返却できません。
- (2) 審査内容に関するお問い合わせには応じかねます。
- (3) 補助金は、予算の範囲内で交付します。このため、採択された場合であっても予算の都合等により申請額から減額される場合があります。
- (4) 補助金交付決定額は上限であり、確定額は実績により決定します。
- (5) 他の補助金との併用は可能ですが、補助金の総額が、補助対象経費を上回る可能性がある場合には、申請額から調整します。
- (6) 同一事業所からの申請に対する補助金の交付は、年度毎1回限りとします。

4 手続の概要

本補助金の申請から支払いまでの手続の概要は、次のとおりです。

- (1) 申請
- (2) 審査・交付決定
- (3) 事業実施
- (4) 実績報告
- (5) 補助金額確定
- (6) 請求
- (7) 支払い
- (8) 成果報告

5 申請方法等

(1) 補助金交付申請

公募期間内に次の書類を提出してください。

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）

- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 経費内訳（様式第3号）
- エ 定款、規則、会則その他事業の概要が確認できる書類
- オ 市税完納証明書

その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがあります。

(2) 結果通知（交付決定）

申請内容について審査を行い、交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知します。

(3) 事業計画の変更及び廃止

交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後に補助事業の内容又は補助対象経費を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けてください。ただし、軽微な変更（補助金交付申請額に変更がなく、経費内訳の各経費区分の変更額が当初金額の40パーセントを超えない場合）はこの限りではありません。

また、事業を廃止しようとするときは、あらかじめ廃止承認申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けてください。

(4) 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、その完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次の関係書類を添えて提出してください。

- ア 補助対象経費の支払を証する書類（領収書等）
- イ 出展状況が確認できる資料（写真等）
- ウ その他、必要に応じて追加で提出を求められた書類

(5) 補助金額の確定、請求及び支払い

ア 実績報告書の内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、交付額確定通知により補助事業者へ通知します。

イ 補助事業者は、当該通知を受領後、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。

ウ 請求書の提出があったときには、飯田市製造業販路開拓事業推進協議会（以下「協議会」という。）より補助金を支払います。

6 補助事業完了後の注意事項

(1) 関係書類の提出

補助事業に係るすべての帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

(2) 補助事業の公表

補助対象事業者名及び補助事業の内容について、公表する場合があります。

(3) 成果報告

補助事業者は、補助事業の成果について、令和10年3月31日までに報告してください。

7 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

補助事業者又はその関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、既に補助金が交付されている場合は、その全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (3) 暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (4) その他、協議会が不相当と認めたとき

8 公募期間

令和8年4月1日（水）から令和8年6月19日（金）17時必着

※持参の場合は、土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出してください。

9 問い合わせ先

飯田市製造業販路開拓事業推進協議会事務局（飯田市産業経済部工業課内）

〒395-0001 飯田市座光寺 3349-1（エス・バード内） 担当：棚田

TEL：0265-22-5644 FAX：0265-24-0962 E-mail：k02@isilip.com

9 スケジュール

手続	時期
公募期間	令和8年4月1日～6月19日
申請	公募期間内
審査・交付決定	令和8年6月下旬（予定）
事業実施	交付決定後～令和9年3月31日
実績報告	事業完了後30日以内又は令和9年3月31日まで
補助金支払い	請求後、順次
成果報告	令和9年度中（別途案内）